

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係表

金融事業者の名称		東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント株式会社		
■取組方針掲載ページのURL :		https://www.tokyu-reim.co.jp/principle/		
■取組状況掲載ページのURL :		https://www.tokyu-reim.co.jp/principle/		
原則		実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
原則 2	<p>【顧客の最善の利益の追求】</p> <p>金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。</p>	実施	<p>【投資法人資産運用業における基本的な運営方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・[運用方針(全文)] ・[プロセス×人材(全文)] 	<p>【運営方針への取組の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用方針_1.~6. ・プロセス×人材_1.~2.
	(注)	<p>金融事業者は、顧客との取引に際し、顧客本位の良質なサービスを提供し、顧客の最善の利益を図ることにより、自らの安定した顧客基盤と収益の確保につなげていくことを目指すべきである。</p>	実施	<p>【投資法人資産運用業における基本的な運営方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・[運用方針(全文)] ・[プロセス×人材(全文)]
原則 3	<p>【利益相反の適切な管理】</p> <p>金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。</p>	実施	<p>【投資法人資産運用業における基本的な運営方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・[プロセス×人材]「プロセス」3.スポンサーコラボレーションと独立性の両立を実現する利益相反管理 	<p>【運営方針への取組の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロセス×人材_1.適切なプロセスの維持・向上 (3)利益相反管理
	(注)	<p>金融事業者は、利益相反の可能性を判断するに当たって、例えば、以下の事情が取引又は業務に及ぼす影響についても考慮すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 販売会社が、金融商品の顧客への販売・推奨等に伴って、当該商品の提供会社から、委託手数料等の支払を受ける場合 ・ 販売会社が、同一グループに属する別の会社から提供を受けた商品を販売・推奨等する場合 ・ 同一主体又はグループ内に法人営業部門と運用部門を有しており、当該運用部門が、資産の運用先に法人営業部門が取引関係等を有する企業を選ぶ場合 	実施	<p>【投資法人資産運用業における基本的な運営方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・[プロセス×人材]「プロセス」3.スポンサーコラボレーションと独立性の両立を実現する利益相反管理
原則 4	<p>【手数料等の明確化】</p> <p>金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するものかを含め、顧客が理解できるように情報提供すべきである。</p>	実施	<p>【投資法人資産運用業における基本的な運営方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・[運用方針]5.投資主価値に連動した「投資主と同じ船に乗る」資産運用報酬体系 	<p>【運営方針への取組の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用方針_5.投資主価値に連動した「投資主と同じ船に乗る」資産運用報酬体系
原則 5	<p>【重要な情報の分かりやすい提供】</p> <p>金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則4に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。</p>	実施	<p>【投資法人資産運用業における基本的な運営方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・[運用方針]6.投資家との「継続的」対話と「適時適切」な開示 	<p>【運営方針への取組の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用方針_6.投資家との「継続的」対話と「適時適切」な開示
	(注1)	<p>重要な情報には以下の内容が含まれるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの基本的な利益(リターン)、損失その他のリスク、取引条件 ・ 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品の組成に携わる金融事業者が販売対象として想定する顧客属性 ・ 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの選定理由(顧客のニーズ及び意向を踏まえたものであると判断する理由を含む) ・ 顧客に販売・推奨等を行う金融商品・サービスについて、顧客との利益相反の可能性がある場合には、その具体的内容(第三者から受け取る手数料等を含む)及びこれが取引又は業務に及ぼす影響 	実施	<p>【投資法人資産運用業における基本的な運営方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・[運用方針]6.投資家との「継続的」対話と「適時適切」な開示

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係表

金融事業者の名称		東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント株式会社			
■取組方針掲載ページのURL：		https://www.tokyu-reim.co.jp/principle/			
■取組状況掲載ページのURL：		https://www.tokyu-reim.co.jp/principle/			
原則		実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所	
原則 5	(注2)	非該当	【金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係】(※)	【金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係】(※)	
	(注3)	実施	【投資法人資産運用業における基本的な運営方針】 ・[運用方針]6.投資家との「継続的」対話と「適時適切」な開示	【運営方針への取組の状況】 ・運用方針.6.投資家との「継続的」対話と「適時適切」な開示	
	(注4)	実施	【投資法人資産運用業における基本的な運営方針】 ・[運用方針]6.投資家との「継続的」対話と「適時適切」な開示	【運営方針への取組の状況】 ・運用方針.6.投資家との「継続的」対話と「適時適切」な開示	
	(注5)	実施	【投資法人資産運用業における基本的な運営方針】 ・[運用方針]6.投資家との「継続的」対話と「適時適切」な開示	【運営方針への取組の状況】 ・運用方針.6.投資家との「継続的」対話と「適時適切」な開示	
原則 6	【顧客にふさわしいサービスの提供】 金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべきである。		実施	【投資法人資産運用業における基本的な運営方針】 ・[運用理念] ・[運用方針(全文)]	【運営方針への取組の状況】 ・運用方針.1.~6.
	(注1)	非該当	【金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係】(※)	【金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係】(※)	
	(注2)	非該当	【金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係】(※)	【金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係】(※)	
	(注3)	実施	【投資法人資産運用業における基本的な運営方針】 ・[運用方針(全文)]	【運営方針への取組の状況】 ・運用方針.1.~6.	
	(注4)	非該当	【金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係】(※)	【金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係】(※)	

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係表

金融事業者の名称		東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント株式会社		
■取組方針掲載ページのURL：		https://www.tokyu-reim.co.jp/principle/		
■取組状況掲載ページのURL：		https://www.tokyu-reim.co.jp/principle/		
原則		実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
原則 6	(注5) 金融事業者は、従業員がその取り扱う金融商品の仕組み等に係る理解を深めるよう努めるとともに、顧客に対して、その属性に応じ、金融取引に関する基本的な知識を得られるための情報提供を積極的に行うべきである。	実施	【投資法人資産運用業における基本的な運営方針】 ・[プロセス×人材]「人材(全文)」 ・[運用方針]6.投資家との「継続的」対話と「適時適切」な開示	【運営方針への取組の状況】 ・プロセス×人材.2.人材の配置・育成 ・運用方針.6.投資家との「継続的」対話と「適時適切」な開示
原則 7	【従業員に対する適切な動機づけの仕組み等】 金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な動機づけの仕組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。	実施	【投資法人資産運用業における基本的な運営方針】 ・[プロセス×人材(全文)]	【運営方針への取組の状況】 ・プロセス×人材.1.~2.
	(注) 金融事業者は、各原則(これらに付されている注を含む)に関して実施する内容及び実施しない代わりに講じる代替策の内容について、これらに携わる従業員に周知するとともに、当該従業員の業務を支援・検証するための体制を整備すべきである。	実施	【投資法人資産運用業における基本的な運営方針】 ・[プロセス×人材(全文)]	【運営方針への取組の状況】 ・プロセス×人材.1.~2.
【照会先】				
部署		コンプライアンス部		
連絡先		03-5428-5790		